

独立行政法人北方領土問題対策協会中期目標の一部変更（傍線の部分は変更部分）

変 更 後	変 更 前
<p>1. 中期目標の期間 協会の中期目標の期間は、平成 15 年 10 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 4 年 6 月間とする。</p> <p>2. 業務運営の効率化に関する事項 一般管理費（人件費を除く。）について、中期目標の最終年度（平成 19 年度）における当該経費の総額を、特殊法人時の最終年度（平成 14 年度）に対して、13%削減する。 業務経費については、毎年度、前年度比 1 %の経費の効率化を図る。</p> <p><u>「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、平成 18 年度以降の 5 年間に於いて国家公務員の定員の純減目標に準じた人員の削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえたとした給与体系の見直しを進める。</u></p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 項 (1) 国民世論の啓発に関する事項 (2) 北方領土問題等に関する調査研究 (3) 元島民等に必要な援護等に関する事項</p>	<p>1. 中期目標の期間 協会の中期目標の期間は、平成 15 年 10 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 4 年 6 月間とする。</p> <p>2. 業務運営の効率化に関する事項 一般管理費（人件費を除く。）について、中期目標の最終年度（平成 19 年度）における当該経費の総額を、特殊法人時の最終年度（平成 14 年度）に対して、13%削減する。 業務経費については、毎年度、前年度比 1 %の経費の効率化を図る。</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 項 (1) 国民世論の啓発に関する事項 (2) 北方領土問題等に関する調査研究 (3) 元島民等に必要な援護等に関する事項</p>

北方四島の元島民等は、北方領土問題が未解決であるため、特殊な地位に置かれている一方、返還要求運動において重要な役割を果たしてきており、これら元島民等に対して貸付業務をはじめとする支援等のための事業を、以下のように実施する。

① 元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援

② 元島民等による自由訪問

③ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施

北方地域旧漁業権者をはじめとする元島民等に対する支援措置であるという趣旨を踏まえつつ、リスク管理債権の抑制など財務状況の健全性に留意し、元島民等に対する事業資金、生活資金の貸付業務を実施。

4. 財務内容の改善に関する事項

5. その他業務運営に関する重要事項

北方四島の元島民等は、北方領土問題が未解決であるため、特殊な地位に置かれている一方、返還要求運動において重要な役割を果たしてきており、これら元島民等に対して貸付業務をはじめとする支援等のための事業を、以下のように実施する。

① 元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援

② 元島民等による自由訪問

③ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施

北方地域旧漁業権者をはじめとする元島民等に対する支援措置であるという趣旨を踏まえつつ、元島民等に対する事業資金、生活資金の貸付業務を実施。

4. 財務内容の改善に関する事項

5. その他業務運営に関する重要事項